

岡本の国会での質問

164-衆-厚生労働委員会-13号 平成18年04月07日

○岸田委員長 次に、岡本充功君。

医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○岡本(充)議員 ただいま議題となりました医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案、通称医療の安心・納得・安全法案について、提出者を代表し、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本法案は、第百五十四回常会に提出した医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案、通称患者の権利法案を基礎として、現在の医療提供体制に必要な項目を法案化したものでございます。

良質かつ適切な医療が提供されることは大前提であります。今まさに、医療に対する安心感、医療を受ける者の納得感、そして医療の安全性をどのように高めるかは喫緊の課題となっております。

今回、政府が提出されました医療制度改革関連二法案は、医療財政改革が中心的課題となっております。健康保険法を改正し、さらなる負担を求めようとする前に、過去の医療制度改革の総括を行い、置き去りにされてきた医療の質の向上という大きな課題に対し、この機会にきっちりと結論を出すことが政治の大きな責任だと思っています。

そもそも、医療とは、医療を受ける者と医師との共同作業で行われるべきものであります。現在、ようやくインフォームド・コンセント、説明に基づく同意という概念が広がり始めました。医療を受ける者のうち、求める者に対してはさらに自己選択や自己決定ができるという、インフォームド・チョイス、説明に基づく選択、そしてインフォームド・デシジョン、説明に基づく自己決定といった概念もあります。医療を受ける者の主体性が尊重されていく必要があるわけでありまして。

また、医療事故を未然に防ぐ体制整備も求められています。万が一医療事故が生じた場合においても、徹底的な原因究明とその報告が行われ、同じ事態が繰り返されないようにすることは、医療の安全性を高める重要な要素です。

この法案を成立させ、医療を受ける者の安心、納得、安全を確立することで、医療の質を高め、医療財政改革のみでは得ることのできない満足感を医療を受ける多くの国民の皆様方に与えることができると考えています。

以下、法律案の概要を申し上げます。

第一は、医療を受ける者に対する医療に関する情報の提供について、基本的な事項、医療機関等に関する情報の開示、報告を定めるとともに、広告規制について、原則自由化の方向性を示しています。

第二は、医師等は診療について十分な説明を行うこと、説明、報告に当たって医師と医療従事者間の連携がとられること、さらに、薬剤師においては調剤に関する説明を十分に行うこととしています。

第三には、カルテなど診療記録の開示等です。

医療機関の管理者は、医療を受ける者等から請求があれば、医療を受ける者に悪影響を及ぼす場合などを除き、診療記録を開示しなければならないとしています。また、医療を受ける者等の

申し出があれば、医療に要した費用の内容の詳細な内訳がわかる書面を交付することとしています。

そして、第四に、医療機関における相談対応のあり方を規定するとともに、都道府県が相談支援機関として医療相談支援センターを設置することを定めています。

第五に、安全かつ適正な医療確保のための体制整備として、医療機関に医療安全委員会を設置すること及び医療事故等の報告の規定を置き、第六に、医療技術に関する評価及び医療機関に関する評価について定めています。

これらの諸施策を実現することで、医療を受ける人の尊厳が保持され、医療を受ける人の理解と自己決定に基づいた良質かつ適切な医療の提供が促進され、日本の医療の信頼性の確保と向上がなされること、医療を受ける人々の権利利益の擁護を行おうとするものでございます。

以上が、本法案の提案理由及びその概要でございます。

医療はお金の問題だけではないことを、先日の本会議でも皆様方にお話をさせていただきました。そういった中で、不幸にして不治の病を患った皆様方も、安心、納得、安全な医療を受けて、満足していただける、そういった体制を整えることは大変重要だと思っております。

そういった中で、民主党は、ただいま柚木議員から御説明がありました小児医療緊急推進法、そしてまたこの医療の安心・納得・安全法、この法律、そしてさらにはがん対策基本法と、三つの法律を大きな柱として皆様方に御提案をさせていただいております。今回、残念ながらがん対策基本法が審議にまだ付されておりませんが、一刻も早い御審議入りをお願いする次第でございます。

ぜひ、この法案に対しましても、趣旨を十分に御理解賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げまして、私の提案理由及び説明とさせていただきます。ありがとうございました。